

子ども福祉医療費の現物給付方式対象者を拡大します。

小・中学生の支給方法が現物給付方式(一部の医療機関に限る)に変わります。

【現在】代理申請方式

市内の医療機関などで受診した場合、窓口で一部負担金を支払い、医療機関からの申請を基に各受給者へ福祉医療費を支給しています。

↓

【令和5年10月1日診療分から】現物給付方式

医療機関の窓口で支払う額が「福祉医療費の自己負担額まで(※1)」となります。

(現物給付方式対応医療機関)

一部の医療機関を除く大村市内、諫早市内及び東彼杵郡内の医療機関(※2)

(※1)医療機関ごとに、入院・外来1日につき800円、月上限額1,600円。院外処方の薬局では自己負担額はありませぬ。

(※2)現物給付の対応ができない医療機関での診療については、ご自身での支給申請(償還払いの手続き)が必要です。

大村市内、諫早市内及び東彼杵郡内以外で受診された場合

これまでどおりご自身での支給申請(償還払いの手続き)が必要です。

高校生世代の支給方法

【大村市内の医療機関(一部の医療機関を除く)】

医療機関からの代理申請方式

ただし、令和5年4月1日から9月30日までの診療分はご自身での支給申請手続きが必要です。

【市外及び市内一部医療機関】

ご自身での支給申請手続き(償還払いの手続き)が必要です。

未就学児

これまでどおり、一部の医療機関を除いた県内の医療機関であれば現物給付方式で受診できます。

現物給付拡大対象者(小・中学生)の手続き

受給資格の申請手続きは必要ありません。受給者証(カード型)と案内をお送りしますので、令和5年10月1日からは新しい受給資格者証をお使いください。